鹿島学園高等学校

新型コロナウイルス感染症対策学校再開ガイドライン

1　学校再開ガイドラインを作成するにあたり

鹿島学園高等学校（以下，本校）では，茨城県教育委員会が作成した「新型コロナウイルス感染症に係る県立高校等の学校再開ガイドライン」に沿って，本校に通う生徒やその保護者が安心・安全に学校生活を送れるよう，「新型コロナウイルス感染症対策学校再開ガイドライン」を作成しました。

これは，新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合，手洗いや咳エチケット，換気といった基本的な感染症対策に加え，感染拡大リスクが高い「３つの密（密閉，密集，密接）」を徹底的に避けるため，いわゆる「新しい生活様式」に，学校をあげて移行することが必要だと考えたからです。今後，新型コロナウイルス感染症に対応したこのガイドラインに沿って，学校再開を進めていく予定です。まず，基本的な項目について，本校の感染予防対策をまとめました。

(1) こまめな手洗い，手指消毒

・流水と石けんでの手洗いを基本とする。
・流水による手洗いができない場合などに，アルコールの手指消毒液を使用する。
・外から建物内に入る時，トイレの後，給食の前後等，こまめに行う。
・洗面所に石けんを常備しておく。
・授業時間をずらしたり休み時間を長くしたりするなど，トイレ使用や手洗いが密集しないように工夫する。

(2) マスク着用

・教室内でもマスクの着用を徹底するとともに，一定の間隔を空けるように工夫する。
・生徒自身のマスクが使用不能になった場合に備え，予備のマスクを学校で用意しておく。
・必要に応じ，教育活動において手作りマスクを作成するなどの対応をする。
・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は，マスクを外し，その際は，換気や生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をする。
・体育等の運動を伴う活動では，マスクの着用は必要ないが，生徒間の距離を２メートル以上確保する。

(3) 共用部分の消毒

・保健室に設置した酸性電解水で，ドアノブ，手すり，スイッチなど生徒が触れる場所を拭く。
・１日１回以上は消毒を実施する。
・ドア（ドアノブ含む）や水道蛇口などに触れる回数を減らす（ドアの開放など）。
・熱中症対策を取りながら，校舎内の冷水器の共有は避け，自販機での購入や水筒の持参を促す。

(4) 換気は，２方向の窓を同時に常時開放

・２方向の窓を広く開ける。※対角線上の窓を開けることが効果的

・窓のない部屋は，原則使用しない。使用する場合は入り口を開放するなどの対応をとる。

・体育館等の広い部屋でも，窓の開放等により換気を行う。

・授業中も，２方向の窓を開けておくこと。

・冷暖房設備の使用時においても，教室の室温に留意しながら，窓を開放しておく。

(5) 毎朝の検温（登校前に自宅）と健康状態の確認（自宅・学校）

・家庭との連携により，毎朝の検温及び風邪症状の確認を行う。

・発熱等の風邪の症状がある場合には，学校に連絡して，自宅で休養させる。

・登校時に，生徒の検温結果及び健康状態を確認する。

・非接触型の体温計を購入して，教室へ入る前に，検温（家庭で検温していない場合），手洗い，手指の消毒等をする。

・熱が通常より高い等の症状があり，感染が疑われる場合は，保護者に連絡して迎えに来てもらい自宅休養とする。その場合，他の生徒等との接触を可能な限り避けられるように別室で待機させるなどの配慮をする。

2 登下校について

(1) マスクを着用する。熱中症のおそれがある場合は，着用しないこともできる。

(2) 周囲との間隔を１メートル以上空け，会話を控える。

(3) 信号待ち，校門，昇降口等での密集が起こらないよう指導する。

(4) スクールバスによる通学時もマスクを着用し，会話を控えるよう指導する。

(5) 可能な限り間隔を空けて乗車する。必要であれば，バスの増便をはかる。

3 授業および昼休みについて

本校で作成した「授業実施マニュアル」に沿って実施する。個々の項目について，次の通りである。

(1) 机の配置について

・HR 教室・移動教室ともに，対面での配置をしない。

・机の間隔を確保する。

・特別教室等で固定式の机で対面となる場合は，教室を分けて生徒間の間隔を空けるように指導する。そのために必要な教員を配置する。

・座席の間隔に一律にこだわるのではなく，頻繁な換気などを組み合わせるなど，柔軟に対応する。

・各教室に感染拡大防止を啓発する大型ポスターを貼る。

(2) 大声での発言等を控える

・近距離での会話や発声等も避ける。

・飛沫感染防止のため，ビニールシートをすべての教室にはる。

鹿島学園高等学校

(3) 共用の教材・教具・情報機器等は使用前に必ず消毒

・実験台・実験器具等，使用前に消毒をする。

(4) 保健体育（体育）

① 感染症対策について

・健康観察を行う。
・換気をこまめに行う。
・密集，密接を避ける（着替え，集合，活動中等)。
・共有の用具や器具は適切に消毒する。
・授業前後の手洗いを徹底する。

② その他

・適切に熱中症対策を講じる。
・「マスク着用の必要性」については，令和２年５月 22 日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」に沿って柔軟に取り組む。

〔感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動〕
・音楽「室内で生徒が近距離で行う合唱，管楽器演奏」
・美術「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
・家庭「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
・保健体育（体育)「生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(5) 昼休みについて

・担当教職員が教室を巡回し，３密になっていないか注意を促す。
・特に「対面となって食事をしない」「私語を慎む」などに注意を払う。

4 学校行事について

(1) 行事の精選

・学校行事は，子どもたちの学校生活に潤いや，秩序と変化を与えるものであり，それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ，年間を見通して実施する学校行事を検討する。
・感染症予防の対策を講じることが難しい学校行事は中止を含めて検討する。
・全ての運動領域において，可能な限り感染症対策を行った上で実施する。ただし，生徒が密集する運動，近距離で組み合ったり接触したりする運動については，実施内容を検討する。
・指導順序の変更や家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など，指導計画の見直しをする。
・運動不足や体力の低下が懸念されるため，準備運動や整理運動を十分に行うとともに，運動時間や運動強度を調整する。

(2) 実施方法や内容の検討，実施時期の設定

・学校行事を実施する場合は，開催する時期，場所や時間，開催方法等について十分配慮する。

・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事を実施する場合は，訪問先の自治体の状況を踏まえ，キャンセル料が発生することがないよう早い段階において，延期，日程の短縮，行き先の変更等，選択肢を広げて検討する。状況によっては，中止も選択肢に入れて対応する。

5 部活動について

【運動部活動】

(1) 感染症対策について

①活動場所について

・屋内で実施する場合は，こまめな換気や消毒液を設置するとともに，生徒が手を触れる箇所の消毒を徹底する。また，長時間の利用を避け，十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。

②用具等について

・器具や用具等については，消毒できるものは使用前に消毒を行うとともに，生徒間で不必要に使い回しをしない。

③その他

・ミーティングは，密集を避け，指導者と生徒，生徒間の距離を空けて実施する。

・部室，更衣室等の利用については，短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。

(2) 練習試合，合宿の実施について

・会場への移動時や会場での更衣室の利用時など，スポーツ活動以外の場面も含め，学校として責任をもって感染症対策を行う。

・県外の学校との練習試合，合宿は，今後の感染状況や競技の特性を考慮した上で，実施を妨げるものではない。なお，部活動を担当する教員のみで決定するのではなく，学校として実施の必要性を協議し判断する。

【文化部活動】

・文化部活動の特性を踏まえ，運動部活動に準じて対応する。

・可能な限り感染症対策を行った上で，通常の活動を行う。

・各競技団体より，別途通知が発出されている場合は，通知内容を基に活動内容を検討する。

・生徒の検温，健康観察を行い，風邪等の症状がある場合は参加を見合わせ，自宅で休養するよう指導する。(指導者も同様)

・適切に熱中症対策を講じるとともに，新入生の練習参加については，十分な配慮を行う。

鹿島学園高等学校

・活動再開に当たっては，活動目的や活動内容及び計画について，生徒・保護者に十分な説明を行った上で実施するとともに，参加を強制しない。
・「茨城県部活動の運営方針」に準拠し，短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

6 昼食について

(1) 食事をする際は，対面での机配置をしない。また，座席の間隔を確保する。
(2) 食事をする際は，会話を慎むよう指導する。
(3) 食事時間を学年ごとに分散させる。そのために必要な時程の変更をする。

7 学校生活全般について

(1) 教員間・生徒間ともに，会話をする際は，適切な距離を保つ。
(2) 床の清掃時等は，ウイルスが飛散しないように注意する。
(3) ほうきやモップ等，共用する用具は消毒を心掛ける。
(4) 換気のよい状況で，マスクをした上で掃除を行う。
(5) 授業終了後は，帰宅するように指導する。

8 図書館の利用について

(1) 図書の貸出後は，一つ一つ丁寧に消毒をする。
(2) 生徒が利用する時間帯を分散させる工夫をする。
(3) 図書館内での密集を生じさせないようにする。
(4) 公益社団法人日本図書館協会「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和２年５月 14 日公表）を参考にする。

9 熱中症対策について

(1) 近年の猛暑に対応するため，７月～８月の授業では，特に，熱中症の対策に配慮する。
(2) 暑さ指数（ＷＢＧＴ値）を踏まえた授業を行う。
※ＷＢＧＴとは，気温，湿度，輻射熱の３つの指標を取り入れた温度の指標（環境省ＨＰ）
(3) 学校の教育活動全体において，適宜，水分補給ができるよう配慮する。
(4) 温度や湿度などの室内環境にも配慮し，空調設備と換気を併用する。
(5) 学校指定のジャージでの生活を認めるなど，生徒の服装についてできる限り配慮する。

10 学びの保障について

(1) これまでの家庭学習（課題，オンライン学習等）による学習の理解及び定着状況を確認できていない場合は，６月１日から６月 13 日の分散登校時に確認する。

鹿島学園高等学校

(2) 学習内容が定着していない生徒には，別途，個別の補講の実施や課題などで必要な措置を講じる。
(3) 学校再開後も動画配信，双方向型オンライン学習等，ＩＣＴを活用した家庭学習と学校における授業を組み合わせ，生徒の学びの保障に努める。

11 生徒の出欠の扱いについて

(1) 授業日に，新型コロナウイルス感染症に関連して学校を休む場合は，保護者からの連絡を受けて「出席停止・忌引の日数」として記録し，欠席扱いとしない。
(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合，まず，保護者から事情をよく聴取し，学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに，学校運営の方針について理解を得るように努める。

12 ＰＣＲ検査を受ける場合等の出席の判断について

(1) ＰＣＲ検査を受ける場合
・生徒等が検査を受けることを私学振興室に報告する。
・検査結果を私学振興室に報告する。
・ＰＣＲ検査を受けた者は，結果判明まで出席停止とする。なお，結果判明後も十分に健康観察を行う。

(2) 感染者及び濃厚接触者が出た場合
① ＰＣＲ検査で陽性となった場合（感染者が出た場合）
・完治するまで出席停止（ＰＣＲ検査で陰性，病院等からの許可）
・学校で感染者が出た場合は，感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大状況を踏まえ，学級単位，学年単位又は学校全体の臨時休業の措置を検討する。

② 濃厚接触者の特定
・濃厚接触者は，ＰＣＲ検査の結果が陰性であっても，感染者と最後に接触した日から 14 日間出席停止とする。
・濃厚接触者の特定については，保健所が感染者本人に行動履歴等をヒアリングするが，学校でも把握に努める。

(3) 感染者が出た場合の学校の対応
・校内の消毒を十分に行う。
・濃厚接触者だけでなく，生徒，教職員全員の健康観察を徹底する。
・原則として，休業の範囲については以下の基準で判断する。ただし，保健所等からの要請・指示があればそれに従う。

① 他学級との交流なし ⇒ 学級単位の休業
※欠席していたなど，学級内においても交流が認められない場合はこの限りではない。
② 他学級との交流あり ⇒ 学年単位の休業
③ 他学年との交流あり ⇒ 学校全体の休業
④ 活動範囲の把握困難 ⇒ 学校全体の休業

13 生徒の心のケアについて

(1) 学級担任や養護教諭等を中心として，健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして，生徒の健康観察，心のケアに適切に取り組む。学校再開後に，登校しない日が数日続く生徒には，家庭訪問等を実施し早めに対応する。

(2) 新型コロナウイルス感染に対する不安等で登校できない生徒に対しては，電話による相談だけでなく，Ｗｅｂ会議システムにより生徒の顔を見ながら話をする等，ＩＣＴの活用を検討する。

14 重症化のリスクの高い生徒等への対応について

(1) 医療的ケアを必要とする生徒が在籍する学校においては，主治医の見解を保護者に確認のうえ，個別に登校の判断をする。その際，学校での受入れ体制も含め，学校医に相談する。

(2) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒等についても，主治医の見解を保護者に確認のうえ，登校の判断をする。

15 教職員の感染症対策について

(1) 職員室を学年ごとに分散させ密にならないようにする。
(2) 教職員においては，生徒等と同様，手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策に取り組むほか，飛沫を飛ばさないよう，マスクを着用する。
(3) 毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに，風邪症状がみられる場合は，自宅で休養する。
(4) 教職員室等における勤務については，可能な限り他者との間隔を確保（おおむね１～２メートル）し，会話の際は，できるだけ真正面を避けるようにする。
(5) 職員会議等を行う際には，最小限の人数にしぼること，換気をしつつ広い部屋で行うこと等の工夫や，Ｗｅｂ会議システム等を活用することを考える。

16 食堂利用について

(1) 食堂利用の留意事項について

① 配膳等

・配膳時は，会話をせず，１メートル目安の間隔を空けて一人ずつ順番に食品を取る。
・盛り付けは，食堂の職員が行うことで，同じトング等の使いまわしを避ける。

② 会食時・後片付けについて

・会食は，机を向かい合わせにせず，座席の間隔をあけ，飛沫を飛ばさないよう，会話を控える。
・生徒等全員が昼食前後に，流水と石けんでの手洗いを徹底する。
・水で十分な手洗いができない場合には，アルコールを含んだ手指消毒液を使用する。

17 寮生活について

・寮内における手洗い・うがい・マスクの着用の指導を徹底する。
・各部屋・共有スペース・トイレ・風呂の消毒を徹底する。
・他の部屋への出入りは禁止する。１時間に１度，５分以上の換気を行う。
・集団とならないように指導する。
・入浴は各部活で調整して，分散して入浴する。
・不要不急の外出は控えるように，寮生へ指導を行う。
・寮に来訪するすべての関係者に，手の消毒をお願いし，非接触型体温計で体温検査を行う。

18 留学生について

・寮生活においては，項目 17「寮生活について」と同様とする。
・現在母国に帰国している留学生については，入寮に際しては近くの宿泊施設等で 2 週間の経過観察をし，登校を控えさせる。
・保護者との連絡は密にとって，日本国内の状況等を説明する。

19 事務対応について

(1) 学校外からウイルスを持ち込まないことが重要であるため，保護者方や関係者の方に協力を呼び掛ける。そのために，次の項目について徹底する。

・玄関または窓口に感染拡大防止対策実施の案内を掲示する。
・事務窓口に飛沫感染防止のカーテンを設置する。
・生徒との窓口対応については，密接にならないようにし，現金の受取りはトレーを使用する。
・来校者には必ず連絡先を記入してもらい，健康チェック・手指の消毒をお願いし，非接触型体温計で体温の測定を行う。
・共有したペン・スリッパ等は，その都度消毒を行う。

鹿島学園高等学校

20 夏期休業中の授業日の設定について

臨時休校により実施できなかった授業を補うために，夏期休業中に３週間程度の授業日を設定する。加えて，夏期講習等で授業日を設定する。

【夏期休暇中の３週間程度の授業日について】

７月 20 日（月）～７月 24 日（金）	通常授業を実施	
７月 27 日（月）～７月 29 日（水）	通常授業を実施	
８月３日（月）～８月７日（金）	夏期講習会	
８月 17 日（月）～８月 21 日（金）	短縮授業を実施	（４限まで）
８月 24 日（月）～８月 28 日（金）	短縮授業を実施	（４限まで）
８月 31 日（月）	２学期始業式	